

大和市監査委員告示第32号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年12月26日

大和市監査委員 佐藤 光 徳

大和市監査委員 古 木 邦 明

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
- 2 監 査 対 象 選挙管理委員会事務局
- 3 監査対象期間 令和4年12月～令和5年11月
- 4 監 査 年 月 日 令和5年12月26日
- 5 監 査 の 方 法 この監査は、大和市監査基準に従い、選挙管理委員会事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

なお、古木邦明監査委員は、直接の利害関係がある事務について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 備品管理に関する事務
- (7) 交際費の経理に関する事務
- (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (9) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (10) 切手・はがきの受払に関する事務
- (11) 公費負担に関する事務

- 6 主 な 着 眼 点
 - ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か

- ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
- ・ 補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
- ・ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
- ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

7 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(選挙管理委員会事務局)

公費負担に関する事務において、契約書の内容と支払いが相違しているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。